

社会福祉法人大分県社会福祉協議会では、大分県内の社会福祉法人の福利厚生
の充実と、社会福祉事業の振興に寄与することを目的として次の2つの事業を行
っています。

- [大分県民間社会福祉施設職金退職共済支援事業](#)
- [大分県民間社会福祉事業従事職員互助共励事業](#)



大分県民間社会福祉施設職員退職共済支援事業とは

大分県内の社会福祉にかかわる従業員の確保や安心して働ける環境づくりを目的に、平成4年7月1日に開始しました。
在職中に毎月拠出金を支払い、退職時に年数に応じた支給率をかけて退職金をお支払いする制度です。現在、大分県内の社会福祉法人の約360事業所が加入
いただいています。

加入について

大分県内の社会福祉法人が対象です。本事業に加入しようとする場合、施設は
職員の承諾を得て施設加入申込書を県社協へ提出してください。
加入時期は、毎年4月1日及び10月1日の年2回となります。



[【施設新規加入様式\(事前に本会へご連絡ください\)】](#)

(加入要件)

事業主が経営する事業所に勤務する有給の役員及び職員のうち、就業規則、労働協約等により、退職金(年金)制度の受益者とされた方が加入できます。

加入者は、退職または死亡したときは加入者資格を喪失します。
施設が脱退した場合を除き、加入者は原則としては在職中に本事業から脱退することはできません。

加入者は、退職後引き続いて(退職日の翌日より)本事業に加入する他の事業主に雇用された場合は加入資格を継続することができます。

拠出金(掛金)について

(拠出金の額)

退職金の支給財源(掛金)は、経営者(契約者)と職員(加入者)それぞれが各 2 分の1負担します。将来発生する退職金の支給に必要な額を、在職中にあらかじめ積み立てておく積立方式です。

給付に要する拠出金の月額、毎月 1 日現在の加入者に対し発生します。

4月1日時点で本会に届けていただいた加入者の標準給料月額に、1,000 分の 52 を乗じて計算した額となります。詳しくは基準給与月額一覧表をご覧ください。



[【基準給与月額一覧表】](#)

退職一時金の給付について

(給付の種類)

退職一時金:加入者が退職したとき

遺族一時金:加入者が死亡したとき

加入後に、1か月未満で退職された場合も1か月分の掛金を納入していれば支給対象となります。

(給付の基礎となる加入期間の計算)

加入期間の計算は、年月数とします。

- 転職などで他の契約者が経営する施設等へ異動する場合、継続異動により加入期間が通算することができます。(現雇用から次雇用まで 1 日も空いていない場合に限りです)
- 加入者が勤務期間中に育児休業、介護休業等により休職する場合、掛金を中断することができます。中断した場合は、その中断期間は加入期間に算入しません。

(退職一時金の額)

次の算式により計算した額となります。

標準給料月額×加入期間に応じた別表 2 に定める給付率



[【給付率:別表 2】](#)





各種手続きについて

事務処理の手引きを確認しながら遅滞なくお手続きをお願いいたします。

 [【事務処理の手引き】](#)

 [【会計処理の仕方】](#)

各種様式

現在各種手続き様式は複写となっています。様式が必要な際は下記書類送付依頼書をFAX等でお送りください。

 [県退職共済事業書類送付依頼書](#)

添付書類は下記からダウンロード可能です。

 [退職所得の受給に関する申告書兼退職所得申告書\(脱退選択一時金給付申請書にコピーを添付ください\)※原本は事業所保管](#)

 [加入同意書\(新規加入者明細表に添付ください\)](#)

 [中断同意書\(拠出中断明細表に添付ください\)](#)

大分県民間社会福祉施設職員退職共済支援事業規程

 [【共済規程】](#)

大分県民間社会福祉事業従事職員互助共励事業とは

大分県内の民間社会福祉施設等で勤務される方を対象としており、福利厚生
の充実を目的とした制度です。

入院した際のお見舞い金や、ご結婚・ご出産時のお祝い金等があります。詳しく
は、下記の給付金一覧表をご確認ください。



[【給付金一覧表】](#)



新規加入について

大分県内の社会福祉法人が対象です。本事業に加入しようとする場合、施設は
職員の承諾を得て施設加入申込書を県社協へ提出してください。

加入時期は、毎年4月1日及び10月1日の年2回となります。



[【施設新規加入様式\(事前に本会へご連絡ください\)】](#)

(加入要件)

事業主が経営する事業所に勤務する有給の役員及び職員のうち、就業規則、労
働協約等により、互助制度の受益者とされた方が加入できます。ただし、1年未
満の期間を定めて勤務される方を除きます。

拠出金(掛金)について

【社会福祉施設】

1人あたり半年分 1,200円(経営者 600円 + 会員 600円)

【市町村社協・団体】

1人あたり半年分 6,000円(経営者 3,000円 + 会員 3,000円)

4～9月までの前期半年分を4月末日までに、10～3月までの後期半年分を10月
末日までに前納していただきます。前期分は4月1日現在加入職員数分を、後期分
は10月1日現在加入職員数分をお振り込みください。

各種手続き方法について

事務処理の手引きを確認しながら遅滞なくお手続きをお願いいたします。

 [【事務処理の手引き】](#)

 [【会計処理の仕方】](#)



各種様式

・新規加入時

 [【加入申込書】](#)

・事業所情報、職員氏名変更時

 [【変更届】](#)

・事業所間異動時

 [【加入職員事業所間異動届】](#)

・施設職員の脱退時

 [【脱退届\(施設職員用\)】](#)

・団体職員の脱退時

 [【脱退届・請求書】](#)

 [【退職所得申告書】](#)

・給付金請求時

 [【給付申請書・請求書】](#)

(公務死亡、公務傷病)

 [【状況説明書】](#)

(小学校入学)

 [【入学証明書】](#)

・振込口座変更

 [【慶弔給付金振込口座登録用紙】](#)

大分県民間社会福祉事業従事職員互助共励事業規程

 [【互助共励事業規程】](#)